

登別市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(平成18年度末)	A		B	B/A	平成17年度の人件費率
18年度	人	千円	千円	千円	%	%
	53,507	18,736,949	766,678	4,164,685	22.2	19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

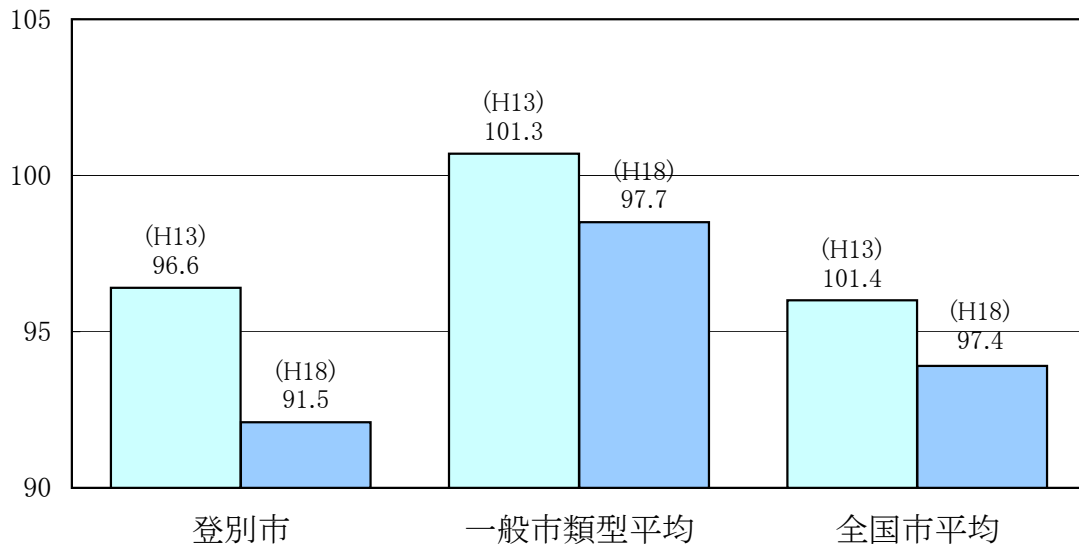
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市類型平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	440	1,790,047	342,804	720,411	2,853,262	6,485	6,809

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

市は、独自の給与削減として、市長、助役、収入役の給料を、平成16年4月から平成19年9月まで 市長は10%、助役・収入役は7%減額しています。（収入役は平成17年4月2日から助役が兼掌）
また、平成15年度から管理職手当の削減を行っているほか、平成16年10月1日から3年間、給料を4.5%～3.5%、期末・勤勉手当を5%削減するほか、退職手当を当分の間、5%削減しています。
※平成17年人事院勧告に基づき、平成17年12月1日から給料を0.3%減額したことに伴う調整措置として、給料の減額措置は4.2%～3.2%、期末・勤勉手当は4.7%、退職手当は4.7%の減額としました。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
登別市	45.7 歳	335,386 円	393,549 円	374,512 円
北海道	43.5 歳	321,798 円	391,497 円	371,135 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
一般市類型	44.8 歳	355,518 円	446,117 円	412,243 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
登別市	52.0 歳	334,057 円	370,146 円	367,283 円
うち 運 転 技 術 員	51.1 歳	337,418 円	386,110 円	369,208 円
うち 技 能 員	52.9 歳	338,191 円	365,311 円	374,491 円
うち 業 務 員	55.9 歳	358,354 円	390,294 円	389,612 円
北海道	46.3 歳	307,413 円	349,077 円	343,944 円
国	48.8 歳	287,094 円	—	320,514 円
一般市類型	47.0 歳	331,155 円	391,139 円	371,710 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
登別市	- 歳	- 円	- 円
北海道	- 歳	- 円	- 円
一般市類型	- 歳	- 円	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	登別市	北海道	国	
一般行政職	大学卒	164,754 円	153,180 円	170,200 円
	高校卒	133,972 円	124,560 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	133,972 円	124,560 円	-
	中学卒	121,194 円	-	-
教育職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

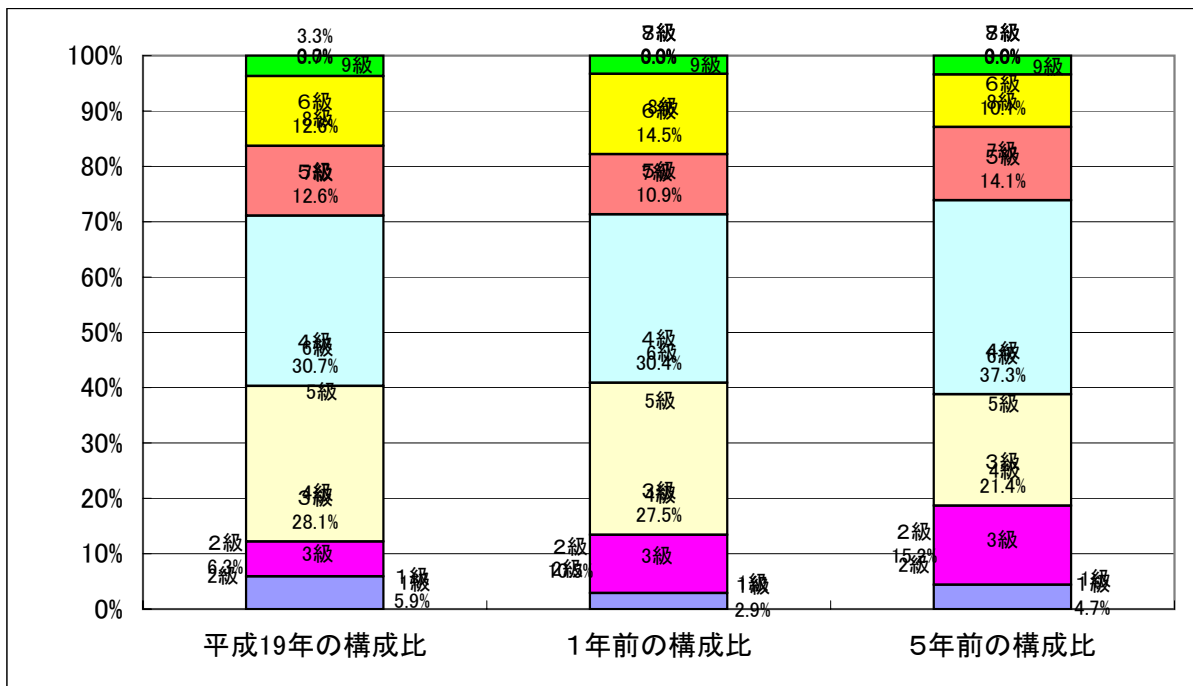
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	230,747 円	285,819 円	364,291 円
	高校卒	223,866 円	247,066 円	348,609 円
技能労務職	高校卒	177,919 円	243,888 円	271,380 円
	中学卒	-	-	266,975 円
教育職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	担当員	16	5.9%
2 級	担当員	17	6.3%
3 級	主任	76	28.1%
4 級	主査・主任	83	30.7%
5 級	主幹	34	12.6%
6 級	次長・主幹	34	12.6%
7 級	部長・次長	9	3.7%

- (注) 1 登別市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

登 別 市	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,624 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,677 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% (H18・H19は凍結) ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

登 別 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.00 月分 勤続25年 33.75 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 6,777 千円 21,598 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
勸奨・定年 30.55 月分	勸奨・定年 30.55 月分

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		188 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		93,939 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	2 人	3 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成18年度における調整手当の額

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(平成18年度決算)	13,041 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	116,438 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	23.1 %		
手当の種類(手当数)	15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
ごみ取扱業務手当	ごみ取扱作業に従事する職員	ごみ取扱業務	1月につき1,500円
消防業務手当	消防業務に従事する消防職員	消防業務	1月につき8,000円以内
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間により深夜勤務に従事した消防職員	深夜業務	1回につき550円
火災等出動業務手当	火災等業務に従事した消防職員	火災等消火業務	1回につき380円
救急出動業務手当	救急業務に従事した消防職員	救急業務	1回につき420円以内
感染症防疫業務手当	感染症患者の移送又は感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫業務	1日につき400円
野犬掃とう業務手当	野犬掃とう作業に従事した職員	野犬掃とう業務	1日につき480円
変死体取扱業務手当	行路死亡人又は変死体の収容移送及び仮埋葬等の作業に従事した職員	変死体取扱業務	1件につき3,000円
特殊車両運転業務手当	ブルドーザー、グレーダー等の運転に従事した職員	特殊車両運転業務	1日につき250円
社会福祉業務手当	社会福祉に関する現業に従事する職員	社会福祉業務	1月につき5,500円以内
葬斎場業務手当	火葬業務に従事する職員	火葬業務	1月につき6,000円
除雪業務手当	除雪作業に従事した職員	除雪業務	1日につき300円
徴収業務手当	市税(国民健康保険税を含む。)及び税外収入、介護保険料、公営住宅使用料又は下水道受益者負担金の徴収業務に従事する職員	市税等徴収業務	1月につき3,500円
鳥獣等処理業務手当	カラス、蜂若しくはカメ虫の駆除又は犬、猫若しくはキツネの死体処理作業に従事した職員	鳥獣等処理業務	1日につき430円
はしご車搭乗業務手当	はしご車搭乗作業に従事した消防職員	はしご車搭乗業務	1回につき400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	90,737 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	232 千円
支給実績(平成17年度決算)	96,992 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	241 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者13,000円など。	同じ		67,191 千円	227,764 円
住居手当	住居を借り受けているものまたは所有している者に支給。借り受けは27,000円以内。持ち家は5,000円など。	異なる	持ち家について、新築等5年未満は6,000円、5年以降は5,000円。	34,982 千円	110,006 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。交通期間は55,000円を上限とし、自動車等は通勤距離に応じて2,000円以上24,500円以下。	同じ		15,652 千円	54,727 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給。主幹職33,273円など。	異なる	部長職48,873円、次長職40,624円、主幹職33,273円	39,023 千円	424,167 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、転居のためなどにより同居していた配偶者と別居し、単身で生活し、距離制限(60km)を満たす職員。23,000円など。	同じ		29 千円	29,000 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員。宿日直1回につき4,200円。	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分等に応じ、定額を11月から3月まで支給。世帯主で扶養親族が2人以下の職員は月額31,820円を支給。ただし、平成17年度から平成21年度までは経過措置期間として順次支給額を減額し、経過措置期間終了後の平成22年度は22,540円。	同じ		60,822 千円	126,188 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員。勤務1時間当たり、給与額の100分の25を支給。	同じ		13,947 千円	202,125 円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	783,000 円	(参考)一般市類型における最高/最低額	
	副 市 長	(870,000 円) 651,000 円 (700,000 円)	987,000 円 /	435,000 円 612,800 円
報 酬	議 長	400,000 円	737,200 円 /	400,000 円
	副 議 長	350,000 円	652,700 円 /	350,000 円
	議 員	320,000 円	590,900 円 /	320,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成18年度支給割合) 4.25	月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成18年度支給割合) 4.45	月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 78万3千円×520/100÷12×在職月数 65万1千円×425/100÷12×在職月数	(1期の手当額) 1,629万円 1,107万円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考	条例に基づき、削減後の給料月額を基礎に算出している。また、支給率についても、市長30/100、助役25/100を減じている。		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

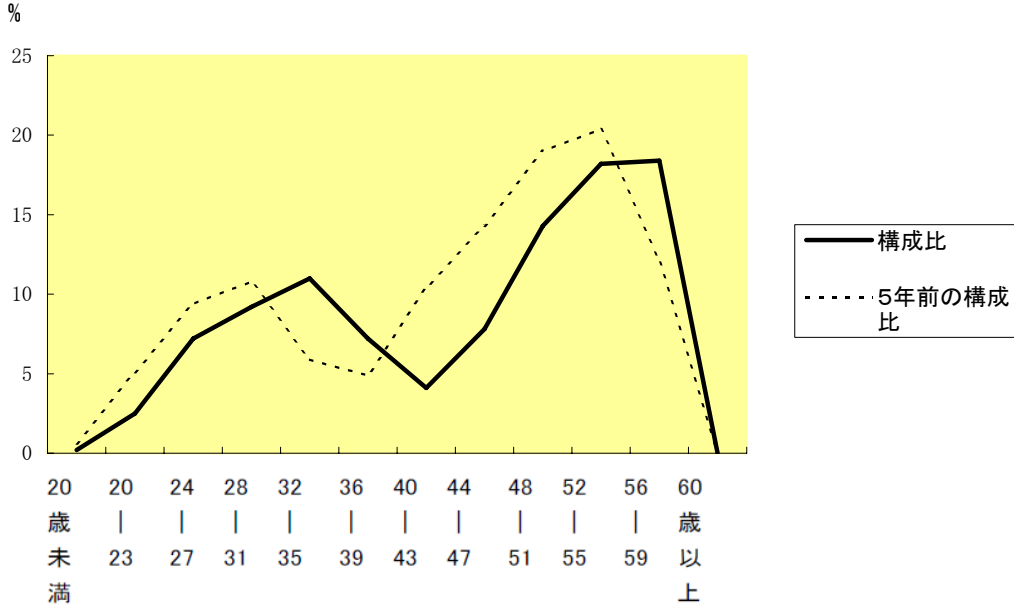
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
普通会計部門	議会	5	6	△ 1	事務の統廃合縮小
	総務	95	95	0	
	税務	25	24	1	
	民生	98	92	6	
	衛生	26	29	△ 3	
一般行政部門	労働	1	1	0	業務増 業務増 事務の統廃合縮小
	農林水産	7	7	0	
	商工	15	14	1	
	土木	35	39	△ 4	
	計	307	307	0	
	教育部門	42	46	△ 4	事務の統廃合縮小
	消防部門	85	87	△ 2	退職者の不補充
	小 計	434	440	△ 6	<参考> 人口10,000人当たり職員数 81.11 人 (一般市類型の人口1,000人当たり職員数 65.23 人)
公営企業等部門	水道	18	18	0	事務の統廃合縮小
	下水道	16	20	△ 4	
	国保	10	10	0	
	介護保険	12	13	△ 1	
	その他	0	2	△ 2	
	小 計	56	63	△ 7	事務の統廃合縮小
合 計		490	503	△ 13	事務の統廃合縮小 <参考> 人口10,000人当たり職員数 91.58 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成19年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	1人	12人	35人	45人	54人	35人	20人	38人	70人	89人	90人	0人	489人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 513	人 467	人 46	% 8.96

(参考) 登別市定員適正化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	8.96%の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
事務職	減員		△16	△15	△20	△14	△11	△76	
	増員		10	10	10	12	9	51	
	差引		△6	△5	△10	△2	△2	△25 (24.00%)	△6.31
	職員数	269	263	258	248	246	244		252
技術職(建築・土木、保健師、保育士など)	減員		△2	△2	△5	△5	△6	△20	
	増員		0	0	1	2	4	7	
	差引		△2	△2	△4	△3	△2	△13 (15.38%)	△8.94
	職員数	123	121	119	115	112	110		112
消防職	減員		0	△4	△1	△3	△3	△11	
	増員		0	1	0	2	3	6	
	差引		0	△3	△1	△1	0	△5 (0.00%)	△5.74
	職員数	87	87	84	83	82	82		82
技能労務職	減員		△2	△4	△3	△5	0	△14	
	増員		0	0	0	0	0	0	
	差引		△2	△4	△3	△5	0	△14 (14.28%)	△38.23
	職員数	34	32	28	25	20	20		21
計	減員		△20	△25	△29	△27	△20	△121	
	増員		10	11	11	16	16	64	
	差引		△10	△14	△18	△11	△4	△57 (17.54%)	△8.96
	職員数	513	503	489	471	460	456		467

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 883,732	千円 17,025	千円 109,946	% 12.4	% 12.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 18	千円 67,807	千円 14,193	千円 27,946	千円 109,946	千円 6,108	千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、〇年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

市は、独自の給与削減として、市長、助役、収入役の給料を、平成16年4月から平成19年9月まで 市長は10%、助役・収入役は7%減額しています。(収入役は平成17年4月2日から助役が兼掌)

また、平成15年度から管理職手当の削減を行っているほか、平成16年10月1日から3年間、給料を4.5%～3.5%、期末・勤勉手当を5%削減するほか、退職手当を当分の間、5%削減しています。

※平成17年人事院勧告に基づき、平成17年12月1日から給料を0.3%減額したことに伴う調整措置として、給料の減額措置は4.2%～3.2%、期末・勤勉手当は4.7%、退職手当は4.7%の減額としました。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
登別市	43.7 歳	325,524 円	506,510 円
市町村平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登別市	市町村平均
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,569 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,785 千円
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成19年4月1日現在)

登別市	市町村平均
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
勤続20年 21.00 月分 27.30 月分	
勤続25年 33.75 月分 42.12 月分	
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 6,777 千円 21,598 千円	1人当たり平均支給額 16,217 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	3,977 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	265 千円
支給実績(平成17年度決算)	4,372 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	291 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者13,500円など。	同じ		3,093 千円	237,923 円
住居手当	住居を借り受けているものまたは所有している者に支給。借り受けは27,000円以内。持ち家は5,000円など。	同じ		2,204 千円	244,889 円
通勤手当	通勤のため、交通機関や自動車等を使用して通勤する職員に支給。交通期間は55,000円を上限とし、自動車等は通勤距離に応じて2,000円以上24,500円以下。	同じ		607 千円	55,145 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給。課長職33,381円など。	同じ		1,286 千円	428,680 円
単身赴任手当	官署を異にする異動等に伴い、転居のためなどにより同居していた配偶者と別居し、単身で生活し、距離制限(60km)を満たす職員。23,000円など。	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員。宿日直1回につき4,200円。	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分等に応じ、定額を11月から3月まで支給。世帯主で扶養親族が2人以下の職員は月額31,820円を支給。ただし、平成17年度から平成21年度までは経過措置期間として順次支給額を減額し、経過措置期間終了後の平成22年度は22,540円。	同じ		2,487 千円	146,271 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員。勤務1時間当り、給与額の100分の25を支給。	同じ		0 千円	0 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

→6(3)①を参照（一般分に含まれる）

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)②を参照（一般分に含まれる）